

全国における建替住宅の防音工事 に係る調査について

平成20年7月31日

防衛省 地方協力局

目 次

(頁)

第 1 経緯 1
第 2 調査の対象及び内容等 4
1 調査の対象及び内容	
2 調査の方法	
第 3 調査により確認された状況等 6
1 旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の制定経緯等	
2 防衛施設局における建替住宅の防音工事に係る採択方針の作成状況等	
3 建替住宅の採択状況等	
第 4 総括 25
1 旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達通達の評価等	
2 防衛施設局の運用等に係る評価	
3 まとめ	
4 今後の対応	
第 5 おわりに 35

第1 経緯

〔注： 防衛施設庁は平成19年9月1日に防衛省に統合されたが、本書では、一部を除き、旧防衛施設庁における組織及び役職の名称を使用している。〕

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（以下「環境整備法」という。）第4条の規定に基づく住宅防音工事については、防衛施設庁長官（以下「長官」という。）が指定する区域（以下「第一種区域」という。）において、当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（一般的には居住者）が防音工事を行う場合に助成の対象としてきている。

このため、当該指定後に新たに建設された住宅については、防音工事の助成の対象とはなっていないが、住宅は年数の経過とともに老朽化するものであり、指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由により建て替えられることは当然予想され、こうした建て替えられる住宅（指定の際現に所在する住宅が建て替えられる又は建て替えられた住宅。以下「建替住宅」という。）が建て替え前の住宅との間に代替性、継続性（引き続き住宅の用途として建て替えられるもの。したがって建て替え前後で所有者又は居住者が継続していることは必要要件ではない。以下「環境整備法の代替性、継続性」という。）を有する場合には、指定後に新たに建設された住宅として取り扱うのではなく、指定の際現に所在する住宅と捉え得るものである。

当省としては、昭和49年度から住宅防音事業を実施してきているが、指定の際現に所在する住宅が全国的に膨大な数であったことなどから、これら住宅の防音工事を建替住宅に優先し実施してきたところであり、建替住宅の防音工事については、原則として併行防音工事^{※1}に限り助成の対象としていた。

平成元年度には、厚木飛行場を除き新規防音工事^{※2}がおおむね完了する目処が立ってきたことから、建替住宅の防音工事についても積極的に取り組むこととし、平成元年6月に、防衛施設庁本庁（以下「本庁」という。）施設部長から各防衛施設局長及び名古屋防衛施設支局長に対し、建替住宅の防音工事について、建替住宅に代替性、継続性があると認められる場合は助成の対象とし得る旨などを内容とする通達（以下「旧本庁施設部長通達」という。）を発出した。

この旧本庁施設部長通達における「代替性、継続性」があると認められる場合とは、本庁においては、建て替え前後で所有者又は居住者の継続性があると認められる場合を意味するものと考えられていたが、同通達には、代替性、継続性があると認められる例として、老朽化に伴う建て替え等の4例^{※3}が示されているものの、代替性、継

続性の具体的な定義は明示されていなかった。

- ※1 併行防音工事
指定の際現に所在していた住宅を建て替える際に、新築工事に併せて行う防音工事
- ※2 新規防音工事（平成元年度当時）
補助の対象とする住宅の世帯人員に応じ、1居室又は2居室までを対象とする防音工事
- ※3 「代替性、継続性」があると認められる4例
 - 1 老朽化に伴い建て替えられた住宅
 - 2 地震、台風等の災害による滅失又は損壊により建て替えられた住宅
 - 3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の実施による移転に伴い建て替えられた住宅
 - 4 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条第1項による移転に伴い建て替えられた住宅で、第一種区域への移転理由が社会生活上やむを得ないと認められるもの

平成10年5月には、旧本庁施設部長通達を廃止し新たな通達（以下「本庁施設部長通達」という。）を発出した。この本庁施設部長通達では、代替性、継続性が認められる建替住宅の例として、旧本庁施設部長通達の4例に加え、経年の生活様式の変化及び世代替わり等による建替住宅を追記した。

このような建替住宅の防音工事に関し、平成19年1月、「厚木飛行場周辺の住宅防音工事の助成に関し、横浜防衛施設局が統一のルールを逸脱した独自の審査基準で補助金を交付している。」などの報道がなされた。

当省としては、以上の状況等を踏まえ、建替住宅の防音工事に係る実施状況の詳細及び経緯等について、平成19年1月18日、本庁から、横浜防衛施設局を含む各防衛施設局及び名古屋防衛施設支局に対し調査を指示するとともに、同月19日、横浜防衛施設局に、同局長を委員長とする「建替住宅の防音工事に係る調査・検討委員会」（以下「調査・検討委員会」という。）を設置するなど、本庁及び防衛施設局が一体となって厳正な調査を行ってきた。

また、平成19年1月19日、長官から防衛施設庁全職員に対し、厳正かつ公正な業務の遂行及び法令遵守について徹底を図るよう通達を発出するとともに、同月26日、本庁において防衛施設局施設部長・事業部長等会議を開催し、本庁施設部長等から、第一線で実務を担う防衛施設局の実務執行の直接の責任者たる施設部長、事業部長等に対し、関係業務の厳格かつ公正な遂行について指示を行い、さらに、2月1日、

各防衛施設局長を本庁に召集の上、長官から厳格かつ公正な業務遂行の実施について徹底するよう直接指示を行った。

今般、上記の調査状況等について、取りまとめたものである。

なお、調査・検討委員会の調査状況等については、別添のとおりである。

第2 調査の対象及び内容等

1 調査の対象及び内容

調査は、以下の項目について行った。

(1) 旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の制定経緯等

旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達における「代替性、継続性」があると認められる場合とは、本庁においては、建て替え前後で所有者又は居住者の継続性があると認められる場合を意味するものと考えられていたが、これら通達には「代替性、継続性」の具体的な定義が明示されていないことから、これら通達の制定経緯等について調査を行うこととした。

(2) 防衛施設局における建替住宅の防音工事に係る採択方針の作成状況等

防衛施設局（名古屋防衛施設支局を含む。以下同じ。）における建替住宅の防音工事に係る採択方針（以下「建替方針」という。）の作成状況等及び当該方針の作成時における本庁との調整の有無等について、建替住宅の防音工事を制度化した平成元年度から平成18年度までの間を対象として調査を行うこととした。

(3) 建替住宅の採択状況等

ア 本庁施設部長通達の「代替性、継続性」について確認するため、住宅防音工事に係る関係書類の保存期間等を踏まえ、過去6年（平成13年度から平成18年度（本調査を開始した平成19年1月18日時点で補助金の交付決定済みの事案が対象））の建替住宅の防音工事を対象として、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性等の調査を行うこととした。

イ 建替住宅の防音工事に關し、本庁及び防衛施設局の間において、個別の本庁協議事例について、協議文書の有無等について確認を行うこととした。

ウ 上記ア及びイの調査結果を踏まえ、建て替え前後において所有者及び居住者のいずれもが異なるもの、及びその可能性があるものについて、建替住宅の採択理由等の確認を行うこととした。

2 調査の方法

上記の調査を行うに当たっては、それぞれ関係する文書を確認するとともに、本庁担当者及び防衛施設局において住宅防音業務に携わった職員(以下「担当職員」という。)を対象として聴き取りを行うなどした。

第3 調査により確認された状況等

1 旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の制定経緯等

旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の制定経緯等は、以下のとおり。

(1) 旧本庁施設部長通達（平成元年6月）の制定経緯等

旧本庁施設部長通達においては、建替住宅の防音工事の助成対象範囲について、「第一種区域の指定の際現に所在する住宅が建て替えられた場合において、建て替え後の住宅に代替性、継続性があると認められるときは、当該住宅を第一種区域の指定の際現に所在する住宅と見なして住宅防音工事の助成の対象としうる。なお、この場合における住宅防音工事を行う居室の数は、建て替え前の住宅の居室数の範囲内とする」旨が規定されており、この「代替性、継続性」があると認められる4例が参考として示されているが、代替性、継続性の具体的な定義は明示されていなかった。

以上のことから、制定当時の本庁担当者に対し、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、その認識及び通達に明記しなかった理由、並びに防衛施設局に説明等を行っていたかについて、それぞれ聴き取りを行った。

その結果によれば、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識については、同通達は、第一種区域指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由により建て替えられる場合など、建て替え前の住宅との間に所有者又は居住者の継続性があると認められる建替住宅を、当該指定の際現に所在する住宅と解して助成の対象とするものと認識している旨の回答が得られた。

また、代替性、継続性の具体的な定義について、通達に明記しなかった理由や、防衛施設局に説明等を行っていたかについては、建替住宅の助成については昭和63年度以前から行っており新規の施策ではなかった等のため明記や説明を行ってなかった、または、記憶が定かでない等の回答が得られた。

(2) 本庁施設部長通達（平成10年5月）の制定経緯等

本庁施設部長通達においては、旧本庁施設部長通達と同様に、建替住宅に建て替える前の住宅と代替性、継続性があると認められるときは助成の対象とし得る旨が規定され、さらに、代替性、継続性が認められる例として、旧本庁施設部長通達の4例に加えて、5例目として「経年の生活様式の変化及び世代替わり等による建替住宅」が追加されている。

旧本庁施設部長通達と同様に、通達の文面上は、建替住宅に建て替える前の住宅

と代替性、継続性があると認められることが建替住宅の防音工事の採択要件とされているのみであり、代替性、継続性の具体的な定義は明示されていなかった。

以上のことから、制定時の本庁担当者に対し、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、その認識及び通達に明記しなかった理由、並びに防衛施設局に説明等を行っていたかについて、それぞれ聴き取りを行った。

その結果によれば、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識については、平成元年度と同様に、同通達は、建て替え前の住宅との間に所有者又は居住者の継続性があると認められる建替住宅を助成の対象とするものと認識している旨の回答が得られた。

また、代替性、継続性の具体的な定義について、通達に明記しなかった理由や、防衛施設局に説明等を行っていたかについては、本庁施設部長通達は「代替性、継続性」に関する内容が旧本庁施設部長通達と基本的に変わっていないこと等の理由から明記や説明を行っていなかった、または、記憶が定かでない等の回答が得られた。

(3) まとめ

以上のことから、それぞれの通達においては、建て替え前の住宅との間に所有者又は居住者の継続性があると認められる建替住宅を助成対象とすることを趣旨として制定されたものと考えられるが、いずれも、こうした趣旨が明示されたものとはなっておらず、また、その趣旨について、本庁から防衛施設局に対し周知徹底が図られていなかったものと考えられる。

2 防衛施設局における建替住宅の防音工事に係る採択方針の作成状況等

(1) 防衛施設局における建替方針の作成状況

保存されている文書により確認した結果、建替方針を作成していた防衛施設局は、札幌（平成7年度以降）、仙台（平成13年度以降）、東京（平成8年度以降）、横浜（平成元年度以降）、名古屋（平成元年度以降）及び福岡（平成5年度以降）の6防衛施設局であり、建替方針を作成していなかった防衛施設局は、大阪、広島及び那覇の3防衛施設局であった。

なお、仙台及び東京防衛施設局については、一部期間において文書が不存在であったが、担当職員からの聴き取りによれば、いずれも平成元年度から建替方針を作成していたとのことであった。

建替方針を作成していた6防衛施設局のうち、札幌（平成7年度以降）及び横浜

(平成2年度以降)の2防衛施設局においては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目として、「従前の住宅を解体後速やかに住宅として建て替えられた場合は、その住宅に継続性があると認め補助対象とすることができる。」を追記するなどした建替方針を作成していたことが確認された。

なお、建替方針の作成に当たって、防衛施設局から本庁に対し調整等がなされたという事実は確認できなかった。

(2) 建替方針を作成した背景・経緯等

札幌及び横浜防衛施設局においては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、建替住宅の防音工事の採択要件として、建て替えに要した期間のみに着目した5例目を追記するなど、所有者又は居住者の継続性を有しない建替住宅でも採択が可能と読み得る記載内容の建替方針が作成されていたため、これら方針を作成した背景・経緯等について、それぞれの防衛施設局で調査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 札幌防衛施設局

札幌防衛施設局においては、平成7年度に建替方針が作成されており、その記載内容は、平成18年度まで大きな変更はなされていない。

札幌防衛施設局において調査を行った結果、平成7年度の作成時の背景、経緯は次のとおりである。

平成7年度に作成した建替方針においては、後述する横浜防衛施設局の建替方針を参考としたものと考えられ、文面については同一のものを建替方針としたとのことであった。

具体的には、建替住宅として採択できる住宅として、旧本庁施設部長通達等に例示されている「代替性、継続性」があると認められる4例を掲げるとともに、5例目として、「従前の住宅を解体後速やかに住宅として建て替えられた場合は、その住宅に継続性があると認め補助対象とすることができる。」が追記されている。

横浜防衛施設局と同一の建替方針とした理由等について、平成7年度当時の札幌防衛施設局の担当職員に対し聴き取りを行った結果、特に5例目を追記した理由については、建替住宅の防音工事の採択に当たっては、所有者又は居住者の継続性が必要との認識があり、住宅の解体後、長期間新築されない場合は、その継続性に疑問が生じることになるとの観点から、追記したとのことであった。

なお、建替方針の作成に当たって、札幌防衛施設局から本庁に対し調整等が

なされたという事実は確認されなかった。

イ 横浜防衛施設局（詳細は、別添「建替住宅の防音工事に係る調査について」参照）

横浜防衛施設局においては、平成元年度に建替方針が作成され、同方針は、その後、平成2年度及び平成13年9月に建替住宅の防音工事の採択に関する記載内容が大きく見直されている。

調査・検討委員会において調査等を行った結果、同方針作成時及びそれぞれの見直しの経緯、背景は次のとおりである。

(ア) 平成元年度の建替方針

平成元年度当初に作成した処理方針においては、その中に、建替住宅の防音工事の採択にあつては、「その住宅に代替性、継続性があると認められる場合は補助対象とする」旨が建替方針として定められている。

この「代替性、継続性」という表記については、旧本庁施設部長通達に、建て替え前後で代替性、継続性があると認められるときは建替住宅として助成の対象とし得る旨が規定されており、当該規定と同じものとなっている。

以上のことを踏まえ、平成元年度当時の横浜防衛施設局の担当職員に、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行った結果、「記憶がない・わからない」と回答した者のほか、「所有者等の継続性が必要」と回答した者や、「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」と回答した者がいたことから、担当職員の間で建替住宅の防音工事の採択要件に係る認識の統一が図られていなかったものと考えられる。

その理由としては、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」について、同局から本庁に対し照会等を行わず、また、本庁から周知徹底されていなかったこと、及び建替方針作成に当たって本庁担当者との調整が十分に行われていなかったこと、さらに、当該方針の具体的な運用方法が周知されていなかったことによるものと考えられる。

(イ) 平成2年度の建替方針の見直し

平成2年度に見直した建替方針においては、建替住宅として採択できる住宅として、旧本庁施設部長通達等に例示されている「代替性、継続性」があると認められる4例を掲げるとともに、5例目として、「従前の住宅を解体後速やかに住宅として建て替えられた場合は、その住宅に継続性があると認め補助対象とすることができる。」を追記した。

5例目を追記した理由について、建替方針の作成において指導的立場にあつ

た平成2年度当時の横浜防衛施設局の主要担当職員に聴き取りを行った結果、「住宅から住宅への建て替えであれば良いが、建て替え期間が長期間に及ぶ場合を助成対象としないため見直した」と過半の者が回答し、「記憶がない」、「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者の継続性をより明確にするため見直した」と回答した者もいた。

このことを踏まえ、平成2年度当時の横浜防衛施設局の担当職員に、旧本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行った結果、平成元年度と同様の回答が得られたことから、担当職員の間で建替住宅の防音工事の採択要件に係る認識の統一が図られていなかったものと考えられ、その理由としては、建替方針の具体的な運用方法が周知されていなかったこと等によるものと考えられる。

また、建て替えにより戸数が増えた場合の処理について、「従前の住宅の戸数より増えた場合は、これらの住宅については原則として補助対象としない。ただし、所有者等が継続して居住する場合は、従前の戸数を限度として補助対象とする」旨を新たに規定している。

なお、建替方針の見直しに当たって、事前に本庁担当者との調整が十分に行われていたとの事実は確認されなかった。

(ウ) 平成13年9月の建替方針の見直し

平成13年9月以前の建替方針においては、前述のとおり、建て替えにより戸数が増えた場合の処理については、原則としてすべての建替住宅を補助対象としないが、所有者等が継続して居住する場合は従前の戸数を限度として補助対象とするものとしていたが、実態としては、例えば、従来1戸であったものが建て替えられて2戸となり、所有者等が継続して居住しないといったケースにおいても、住民間で話し合いが整えば、1戸を採択し、他方を不採択とする運用もなされていたとのことであった。

このような運用の状況を踏まえた建替方針とするため、平成13年9月に見直した建替方針においては、建て替えにより戸数が増えた場合においては、住宅防音工事申込者が、建て替え前の戸数の範囲内で住宅防音工事の申請を行うことについて当事者間で同意する旨を記した「同意書」を当事者間で取り交わすこととし、この旨を建替方針に追記するため同方針を見直したものと考えられる。その結果、建て替え前後で所有者及び居住者のいずれも異なる住宅であっても、建替方針上、同意書の提出があれば防音工事の助成の対象として認容する記載となった。

また、建て替えに要する期間を明確化するため、過去の事案の取扱実績にかんがみ、従来は「解体後速やかに住宅として建て替えられた場合」としていた

ものを「建替まで概ね1年以内」とする内容の建替方針に見直したものと考えられる。

以上のことを踏まえ、平成13年度当時の横浜防衛施設局の主要担当職員に、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行った結果、住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性がなくとも建替住宅として採択し得るとの認識であり、また、本庁担当者との調整が十分に行われないうまま、建替方針が見直されたものと考えられる。

(3) まとめ

上記(1)及び(2)を総合すると、建替方針を作成していた防衛施設局は、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋及び福岡の6防衛施設局、建替方針を作成していなかった防衛施設局は、大阪、広島及び那覇の3防衛施設局であり、札幌及び横浜防衛施設局においては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針が作成されていた。

札幌防衛施設局において建替方針が作成された背景・経緯等については、5例目を追記した理由としては、住宅の解体後、長期間新築されない場合は、その代替性、継続性に疑問が生じることになるとの観点から規定したものと考えられ、同局においては、所有者又は居住者の継続性が必要との認識があったものと思料される。

横浜防衛施設局において建替方針が作成された背景・経緯等については、同局においては、平成元年度に建替方針が作成され、その後、平成2年度及び平成13年度に見直されている。平成2年度の見直しにおいては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目として、従前の住宅を解体後速やかに住宅として建て替えられた場合は、その住宅に継続性があると認め補助対象とすることができる旨が追記されている。これは、所有者又は居住者の継続性を有しない建替住宅でも採択が可能と読み得る記載内容となっているが、5例目追記した理由について、当時の主要担当職員に聴き取りを行った結果、過半の者が、「住宅から住宅への建て替えであれば良いが、建て替え期間が長期間に及ぶ場合を助成対象としないため見直した」と回答したが、一方で「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者の継続性をより明確にするため見直した」と回答した者もあり、追記理由を特定するに至らなかった。

その後、平成13年9月に建替方針は大きく見直されており、この見直しにおいては、建て替えにより戸数が増えた場合について、それまでは原則としてすべての建替住宅を補助対象とせず、所有者等が継続して居住する場合に限り従前の戸数を限度として補助対象とするものとしていたが、建て替え前後で所有者及び居住者のいずれも異なる建替住宅であっても、同意書の提出があれば従前の戸数を限度と

して防音工事の助成対象とすることとした。これは、それまでの運用実態を踏まえて見直されたものであるが、このことは、見直し当時の主要担当職員に対する聴き取りの結果、建替住宅の防音工事の採択要件として、所有者又は居住者の継続性が必要であるとの認識はなく、「住宅から住宅への建て替えであれば所有者等の継続性は不要」との認識であったとの回答が得られたことから裏付けられる。

3 建替住宅の採択状況等

(1) 平成元年度以降の建替住宅の採択等に係る運用の実態

ア 札幌及び横浜防衛施設局

札幌防衛施設局及び横浜防衛施設局において、旧本庁施設部長通達が発出された平成元年度以降の建替住宅の採択等に係る運用の実態について、当時の担当職員からの聴き取りにより調査を行った結果は、以下のとおりである。

(ア) 札幌防衛施設局

札幌防衛施設局における調査では、平成元年度以降、住宅防音業務に携わっていた約30名に対し、旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行った。

その結果、当時の記憶が定かではないと回答した約3割の者を除く約7割の者が、建替住宅の採択要件は、建て替え前と建て替え後における所有者や居住者が同一であると認識していた旨回答している。

また、実際の事案採択に当たっては、原則として従前住宅の閉鎖登記簿又は滅失証明書、現住宅の登記事項証明書又は家屋所在証明書等により所有者や居住者の継続性を確認し、これら書類で確認できない場合には、告示当時の住宅地図等で確認するとともに、さらに、解体から建設までに長期間を要したものについては、住宅所有者等から、その理由等を聴き取るなどの確認を行った上で、採択の可否を判断している旨の回答が得られた。

以上のことから、札幌防衛施設局においては、同局の建替方針の規定にかかわらず、建替住宅の防音工事の採択に当たっては、建て替え前後で所有者又は居住者の継続性を必要とする運用を行っていたものと考えられる。

(イ) 横浜防衛施設局

横浜防衛施設局において、旧本庁施設部長通達が発出された平成元年度以降の建替住宅の採択等に係る運用の実態について、当時の担当職員からの聴き取りにより調査を行った結果は、以下のとおりである。

- a 平成元年度の建替方針作成当時の運用実態（平成元年度から平成2年度）
- 調査・検討委員会において、平成元年度から平成2年度の間、建替住宅の採択状況を確認するため、同期間に横浜防衛施設局において住宅防音業務に携わっていた約60名に対し、聴き取りにより調査を行った。
- その結果、約2割の者が「当時実際に建替住宅の採択を行った」と回答したことから、これらの者に対し「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、このうち約4割の者が「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者に継続性が認められる住宅と認識して採択した」と回答し、5割の者が「所有者等の継続性を考慮することなく、住宅から住宅への建て替えと認識して採択した」と回答し、約1割の者が「代替性、継続性」について「明確に記憶していない」と回答した。
- また、数名の者が「当時は、第一種区域の追加指定（昭和61年9月10日）による新たな住宅防音工事対象世帯の処理を重点的に行っていたため、建替住宅の防音工事の処理数は少なかった」と回答している。
- 以上のことから、平成元年度から平成2年度にかけては、建替住宅の処理件数は少なかったものと推測されるが、建替住宅の防音工事の採択要件について、担当職員の間で認識の統一が図られないまま、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性のある住宅が採択されるといった運用がなされていたと考えられる。
- b 平成13年度の建替方針の見直しまでの間の運用実態（平成3年度から平成12年度）
- 調査・検討委員会において、平成3年度から平成12年度の間、建替住宅の採択状況を確認するため、同期間に横浜防衛施設局において住宅防音業務に携わっていた140名に対し、聴き取りにより調査を行った。
- その結果、約3割の者が「当時実際に建替住宅の採択を行った」と回答したことから、これらの者に対し「代替性、継続性」の具体的な定義の認識について聴き取りを行ったところ、このうち約3割の者が「建て替え前の住宅と建て替え後の住宅の所有者又は居住者に継続性が認められる住宅と認識して採択した」と回答し、約7割の者が「所有者等の継続性を考慮することなく、住宅から住宅への建て替えと認識して採択した」と回答したほか、「代替性、継続性」について「明確に記憶していない」と回答した者もあった。
- また、年度別に見た場合、「当時実際に建替住宅の採択を行った」と回答した者の比率は平成3年度以降徐々に増加している。
- 以上のことから、横浜防衛施設局においては、建替住宅の防音工事の採択要件について担当職員間の認識の統一、徹底や十分な意思疎通がなされない中、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性がある住宅が継

続して採択されてきたものと考えられる。

イ その他の防衛施設局

上記アの札幌及び横浜防衛施設局以外の防衛施設局の運用の実態については、それぞれの防衛施設局において聴き取り調査を行った結果、いずれも建て替え前後で所有者又は居住者の継続性を必要とする運用を行っていたとのことであった。

(2) 防衛施設局の平成13年度から平成18年度までの採択実績

すべての防衛施設局において、住宅防音工事に係る関係書類の保存期間等を踏まえ、過去6年（平成13年度から平成18年度（本調査を開始した平成19年1月18日時点で補助金の交付決定済みの事案が対象））の建替住宅の防音工事の採択実績について、本庁施設部長通達の「代替性、継続性」を確認するため、以下の手順により調査を行った。

ア 防衛施設局において、調査対象期間内の全防音工事に係る関係書類を1件ずつ確認し、建替住宅の防音工事事案の拾い出しを行った。

イ 拾い出した建替住宅の防音工事事案について、補助金の交付申込書に添付されている住民票、滅失証明書、家屋所在証明書等で、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性を確認した。

ウ イの確認ができなかったものについて、新たに登記事項証明書等を取り付けるなどして、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性を確認した。

エ すべての建替住宅の防音工事を対象として、建て替え前の住宅の戸数を超過した事案かどうかについても、住宅地図等により調査し、最終的に「代替性、継続性」のある事案を確認した。

その結果、防音工事総数79,472世帯のうち、建替住宅の防音工事は9,357世帯であり、このうち、建て替え前後において所有者又は居住者の継続性が確認できた実績が8,020世帯、建て替え前後において所有者及び居住者のいずれも異なる実績又はその可能性があるもの（以下「所有者等の継続性が確認できなかった実績」という。）が1,337世帯確認された。

1,337世帯の内訳としては、建て替えの前と後の戸数が同じものが858世帯（札幌1世帯、東京31世帯、横浜813世帯、名古屋3世帯、那覇10世帯）であり、建て替え前の戸数を超過した実績及びその可能性があるものが479世帯（札幌2世帯、東京59世帯、横浜363世帯、名古屋6世帯、広島4世帯、那覇45世帯）であった。

858世帯のうち、建て替え前後において所有者及び居住者のいずれも異なる実績は276世帯（東京22世帯、横浜248世帯、名古屋3世帯、那覇3世帯）

であり、残余の582世帯（札幌1世帯、東京9世帯、横浜565世帯、那覇7世帯）については、その可能性があるものの、最終的な判定をすることができないもの※¹であった。

また、479世帯のうち、建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績は116世帯（東京26世帯、横浜35世帯、名古屋6世帯、広島4世帯、那覇45世帯）であり、残余の363世帯（札幌2世帯、東京33世帯、横浜328世帯）については、建て替え前の住宅の戸数が不明なため、建て替え前の戸数を超過して採択された可能性があるものの、最終的な判定をすることができないもの※²であった。

詳細については、次表のとおりである。

※1 横浜防衛施設局については、建替方針上、「解体後速やかに住宅として建て替えられた場合（概ね1年以内）」であれば継続性があると認めるとしていたことから、補助金の交付申込書の添付書類として、建て替え前後の所有者又は居住者の継続性を確認するための書類（住民票、登記簿等）の提出を求めていなかった。今般の調査においては、居住者の継続性の有無を判断するに当たり、建て替え前後の住民票の入手が不可欠であり、住民票の取得に不可欠となる建て替え前後の時点の居住者の氏名を特定するため、建て替え直後の所有者等からの聴き取りなどを行ったが、連絡が取れなかった等の理由から特定ができない場合や、特定できた場合でも、当該居住者が当時居住していた地方公共団体の行政区域外に転居等したため当該居住者に係る情報の保存期間が経過していた等の理由から住民票が入手できない場合があり、これらの世帯については最終的な判定をするに至らなかった。

また、札幌、東京及び那覇防衛施設局については、当該実績の処理に当たり、公的資料による採択の判断等において、所有者又は居住者の継続性が確認できる書類の提出が一部省略されていた。

このため、今般の調査においては、居住者の継続性の有無を判断するに当たり、建て替え前後の住民票の入手が不可欠であるが、建て替え前後の居住者の氏名を特定できないことや地方公共団体における住民票の保存期間の関係上、過去の住民票等の取得が困難であることから、最終的な判定をするに至らなかった。

※2 各防衛施設局においては、建て替え前の住宅の戸数の範囲内を助成の対象としているが、札幌、東京及び横浜防衛施設局については、一部の事案で建て替え前の戸数が確認できる書類が取り付けられておらず、このため今般の調査においては、区域指定時の住宅地図等により、でき得る限りの確認を行ったが、建て替え前の住宅の戸数を確認することができない実績があり、これら実績は、建て替え前の戸数を超過して採択された可能性があるものの、最終的な判定をするに至らなかった。

平成13年度から平成18年度（平成19年1月18日）までの住宅防音工事採択実績

（単位：世帯）

区分 局別	所有者・居住者									
	① 防音工事 実績	② 建替住宅	所有者・居住者							
			③ 継続性が 確認でき たもの	④ 継続性が確認でき なかつたもの (⑦+⑧)		⑤ 建て替え前後の 戸数が同じもの (⑦)		⑥ 建て替え前の戸数 を超過した若しく は超過した可能性 があるもの (⑧)		
札幌	2,131	291	288	3	(0)	1	(0)	2	(0)	
仙台	5,745	212	212	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
東京	12,234	1,469	1,379	90	(48)	31	(22)	59	(26)	
横浜	30,861	4,707	3,531	1,176	(283)	813	(248)	363	(35)	
大阪	1,398	251	251	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
名古屋	2,335	308	299	9	(9)	3	(3)	6	(6)	
広島	2,862	154	150	4	(4)	0	(0)	4	(4)	
福岡	10,872	814	814	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
那覇	11,034	1,151	1,096	55	(48)	10	(3)	45	(45)	
計	79,472	9,357	8,020	1,337	(392)	858	(276)	479	(116)	

- ※1 ①の「防音工事実績」は、住宅防音工事の総数である。
- 2 ②の「建替住宅」は、①のうち、建替住宅の防音工事の総数である。
- 3 ③の「継続性が確認できたもの」は、所有者等の継続性が確認された世帯数である。
- 4 ④の「継続性が確認できなかったもの」は、所有者等の継続性が確認できなかった世帯数であり、⑤と⑥の合計である。また、()内の数字は、⑦と⑧の合計である。
- 5 ⑤の「建て替え前後の戸数が同じもの」は、所有者等の継続性が確認できなかった世帯数のうち、建て替え前と後で戸数が同じものの世帯数である。
- 6 ⑥の「建て替え前の戸数を超過した若しくは超過した可能性があるもの」は、所有者等の継続性が確認できなかった世帯数のうち、建て替えにより戸数が増えたことにより、建て替え前の戸数を超過して採択された実績、及び建て替え前の戸数を超過して採択された可能性があるものの世帯数である。
- 7 ⑦の()内の数字は、⑤のうち、解体（滅失）される時点における所有者及び居住者と、建て替え直後における所有者又は居住者のいずれもが異なるものの世帯数であり、内数である。
- 8 ⑧の()内の数字は、⑥のうち、建て替え前の戸数を超過して採択された実績の世帯数であり、内数である。

(3) 建替住宅に関し個別に本庁協議等した事例の有無等

横浜防衛施設局から本庁に対し、以下のとおり、個別の事例で協議等がなされているが、聴き取りを行った結果によれば、いずれについても、当時の本庁担当者は、横浜防衛施設局担当職員に対し、本庁施設部長通達の趣旨に沿った対応を行うようにとの指示等がなされていたとのことであった。(詳細は、別添「建替住宅の防音工事に係る調査について」参照)

なお、横浜防衛施設局以外の防衛施設局からは、建替住宅に係る個別の事例について、本庁協議等がなされた事実は確認されていない。

ア 平成14年度の事例

区域指定の際1戸の住宅が所在していた土地に、当該住宅の解体後、当該住宅の所有者及び居住者とそれぞれ所有者及び居住者が異なる2戸の住宅が建設され、このうち1戸については平成13年度に防音工事を採択し、残りの1戸については防音工事を採択しなかったため、平成14年7月、採択されなかった者が神奈川県行政評価事務所に対し、防音工事の採択に係る行政相談をし、同事務所から横浜防衛施設局に対し、建替住宅の採択の考え方について照会がなされた。

この照会に対する横浜防衛施設局の回答について、神奈川県行政評価事務所は、建て替え前後で所有者等が異なる場合であっても区域指定の際に所在した戸数の範囲内で助成対象とするとの同局の建替方針の考え方は理解できないとして、総務省本省に上申することとした。

本庁は、横浜防衛施設局から、神奈川県行政評価事務所が総務省本省に上申すること及び同省から本庁に照会がなされるであろうことについて、事前に報告があったことにより、建替住宅の防音工事について、同局が所有者及び居住者の継続性を確認しないまま採択していることを知った。

平成14年9月、同省からなされた本庁への照会に関する対応について同局と調整を行った際、本庁から、本庁施設部長通達は建て替え前後で所有者又は居住者の継続性があると認められる建替住宅を助成対象としていることから、建替方針を同通達の趣旨に沿ったかたちには是正するよう指示したとのことであった。

イ 平成16年度の事例

平成16年4月、住宅防音工事受注に係る業者間の訴訟事件に関連して、横浜地方裁判所から横浜防衛施設局に対し、建替方針の考え方について問い合わせがあり、同局は、同裁判所に対し、建て替え前後で戸数が増加した場合は、すべての住宅が対象外であるが、所有者等が継続して居住する場合は、従前の住宅の戸数を限度として助成対象としている旨などを回答した。

また、同訴訟事件に関連して、同年9月、第二東京弁護士会から横浜防衛施設

局に対し、本件訴訟事件に係る住宅防音工事のほかに同局が過去に採択した建替住宅6件に関し、横浜地方裁判所に回答した建替方針の考え方に照らせば、建て替えにより戸数が増えた住宅で所有者等が継続して居住していない等、住宅防音工事の助成対象外と思われる住宅を採択した理由について照会がなされた。

第二東京弁護士会からの照会を受け、横浜防衛施設局は、本庁に対し、本庁施設部長通達における「代替性、継続性」については、人の継続性を要件とはしないとの考え方でよいか見解を求めたところ、これに対し、本庁は、そのような考え方は通達上読めないと回答し、その後、建替方針を是正するよう指示したとのことであった。

ウ 本庁協議後の対応

建替住宅の防音工事に関し、本庁から、平成14年度及び平成16年度に建替方針を本庁施設部長通達の趣旨に沿ったかたちには是正するよう指示があり、横浜防衛施設局としては、それぞれの機会において、対応を検討したとのことであった。

具体的には、平成14年当時、本庁において全国的に第一種区域等の見直しについての検討を行っていたところであり、横浜防衛施設局においては、見直しの方式によっては、所有者及び居住者の継続性を有しない建替住宅についても、採択が可能となる余地も残されていたことから、厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直しに併せて建替方針を見直すことを念頭に対応を検討していたが、直ちに区域の見直しを行える状況になかったこともあり、同局としての結論を得るに至らず、当該方針が見直されず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

また、平成16年度の本庁指示後、横浜防衛施設局内で、建替方針の見直しの必要性については、共通の認識を持った上で検討が行われていたが、建替方針見直しの具体的な時期については、本庁施設部長通達に違反しており直ちに当該方針を見直すべきとの意見や、当該見直しに当たっては、厚木飛行場の特性※を踏まえれば、これまで採択し続けてきた住宅を当該方針の見直しにより不採択とせざるを得なくなることよって、住民間に不公平感が生じることが憂慮されること等から、平成16年度については従来どおりの方針で実施し、厚木飛行場の第一種区域等の見直し時期に併せて当該方針の見直しを行うべきである等の意見があり、同局内で考え方の統一がなされず、当該方針の見直しに至らず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

その後、横浜防衛施設局としては、引き続き、建替方針の見直しについて検討を行っていたとのことであったが、平成17年度当初からは、厚木飛行場の第一種区域等の見直しに係る事前説明等が開始され、さらに、平成18年1月に厚木飛行場の第一種区域等が見直された後においても、例年、建替方針の見直しについて検討している時期に、関係住民に対する住宅防音工事の制度等に係る説明会を行うなど、当該区域見直しに伴う種々の業務に追われていたこともあり、建替方針の見直しについて十分な検討がなされず、建替方針の見直しに至らず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

こうした検討状況については、横浜防衛施設局から本庁に報告等されておらず、他方、本庁としても、指示後の同局の状況等について十分な確認等を行っていなかったものと考えられる。

※ 厚木飛行場の特性等

- ・ 同飛行場周辺は、都心にも近く、交通の利便性等の立地条件の良さから急速に都市化（人口の集中・増加）が進んだ状況
- ・ 住宅防音工事の対象世帯が膨大であることから、助成を受けるまで相当の期間を要する状況下、新規防音工事の対象にすらならないまま解体され、建て替えられた住宅の防音工事についての要望が相当数にのぼるとの見込
- ・ 米空母艦載機のジェット戦闘機によるNLPが行われており、米空母が横須賀に入港している間等においては、艦載機の訓練等による深刻な騒音問題が発生している状況
- ・ 周辺自治体及び住民等から、騒音苦情等が多く寄せられ、また、航空機騒音訴訟が累次にわたり提起されている状況

（４）建替住宅の採択理由

建て替え前後において所有者等の継続性が確認できなかった実績（1,337世帯）の採択理由について、それぞれ関係する防衛施設局において調査した結果は、以下のとおりである。

ア 横浜防衛施設局

横浜防衛施設局においては、所有者等の継続性が確認できなかった実績が1,176世帯であり、その内訳としては、建て替え前と後の戸数が同じものが813世帯であり、建て替え前の住宅の戸数を超過した実績及びその可能性のあるものが363世帯であった。

813世帯については、所有者等の継続性の確認に関しては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針が作成されたことや、平成元年度及び平成2年度の建替方針の作成等に当たり、本庁との間の調整が十分行われず、また、当該方針の具体的な運用方法を担当職員に周知徹

底していなかったため、建替住宅の防音工事について、担当職員の間で採択要件の認識や運用が不統一な状況となったことから、建て替え前後の所有者及び居住者の継続性を確認せずに採択がなされるといった事務処理によるものと考えられる。加えて、平成14年度及び平成16年度には、本庁から建替方針を是正するよう指示されたが、諸事情から当該方針が見直されず、従前どおりの運用が継続されたこと等によるものと思料される。

建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績及びその可能性があるもの363世帯については、同局は住宅防音工事未実施の住宅が多く膨大な業務量を抱える中、二つの課で住宅防音事業を処理する体制をとっていたものであり、また、業務経験の乏しい職員が配置されることも一般化していた状況下、各課相互や職員間の連携が必須であったと考えられるが、最終的には個人による処理に依存せざるを得ない状況が生じ、建替住宅の採択に際し、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われ、事務処理の過程においても組織としての統一的なチェックがなされず、採択されたものと考えられる。

なお、建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績に関連し、横浜防衛施設局の建替方針からも外れて運用しているとの新聞報道がなされた件について、調査・検討委員会において調査を行った結果は、以下のとおりである。

(ア) 事案の概要

本件は、座間市の第一種区域内の同一区画に所在する6戸の戸建住宅を、平成元年9月に所有者が解体した上で、平成3年12月に土地を不動産業者に売却し、平成4年6月から10月にかけて同不動産業者が7戸の住宅を建設（解体から建て替えまで約3年経過）して分譲した住宅すべてに平成12年度から平成16年度にかけ防音工事を行った事案である。

(イ) 採択経緯及び建替方針との整合性

聴き取りの結果によれば、平成12年度（1戸採択）については、建替住宅の防音工事として別々に2戸の申し込みがあり、それぞれ別々の担当が処理するに当たり、1戸は建て替えに要した期間を理由により不採択とし、1戸については、1戸から1戸に建て替えられたものと誤認し採択したとのことであった。

平成13年度（平成12年度に不採択とした1戸採択）については、1戸の申し込みがあり、平成12年度に1戸を採択した担当が、前年度と同様の認識の下、採択したとのことであった。

当時の建替方針においては、建て替え前後で同数の戸数の範囲内において補

助することとなっており、従前の住宅戸数より増えた場合には、すべての住宅について原則として補助対象とはせず、所有者等が継続して居住する場合に限り、従前の住宅の戸数を限度として補助することとなっている。

しかしながら、平成12年度及び平成13年度に採択した担当は、申請された住宅のみに着目し、関係書類により建て替えの状況を確認の結果、1戸から1戸に建て替えられたものとの認識を持って採択したものであり、全体として同一区画に所在した従前の6戸の戸建住宅より増えているか否かについて確認することを怠ったものである。このことは、同一敷地内の複数戸の住宅の建て替えの場合において、さみだれ式の申請がなされ、また、複数名の担当職員がそれぞれ別々に事務処理を行ったという、言わば種々の事情が重なり、全体像を把握することを困難にしていたことによるものではないかとも考えられるが、いずれにしても建替方針に沿わない措置であったものと思料される。

また、平成15年度（4戸採択）及び16年度（1戸採択）については、当時の担当は、本件事案が建て替え後に戸数増となっていること及び建て替え期間が約3年となっていることから、当時の建替方針に沿わないものとの認識はあったが、この時点においてすでに防音工事实施済みの住宅があり、同条件の下で不採択とする合理性を見出せず、公平性の観点から、それぞれ採択したとのことであった。

なお、本件事案の採択に当たり、本庁協議が行われていたことは確認されなかった。

当時の建替方針においては、「建て替えられた住宅（平成16年度は「建て替え後の住宅」）の戸数が従前の住宅の戸数より増えた場合は、所有者間で合意の上、希望届時においては「確認書」、申し込み時においては「同意書」の提出があった場合に限り、従前の住宅の戸数を限度として補助するものとする。」としている。しかしながら、本件の場合は、「確認書」及び「同意書」の提出がなされていないこと、また、当時の建替方針は、「代替性・継続性を有する場合は、従前の住宅と建て替え後の住宅の全部又は一部が継続して人の居住の用に供される同種類の住宅で、解体後速やかに（概ね1年以内）に建て替えられた場合をいう。」としているが、解体から建て替えまでに約3年を要していることから、いずれも建替方針に沿わない措置であったと考えられる。

イ 横浜防衛施設局以外の防衛施設局

(ア) 札幌防衛施設局においては、建替方針の規定にかかわらず、実際の運用に当たっては、建て替え前後で所有者又は居住者の継続性を必要とする運用を行っていたと考えられるが、所有者等の継続性が確認できなかった実績が3世帯で

あり、その内訳としては、建て替え前と後の戸数が同じものが1世帯、建て替え前の住宅の戸数を超過した可能性があるものが2世帯であった。

(イ) 東京防衛施設局及び名古屋防衛施設支局においては、建替方針を作成していたが、所有者等の継続性が確認できなかった実績が、東京防衛施設局においては90世帯であり、その内訳としては、建て替え前と後の戸数が同じものが31世帯、建て替え前の住宅の戸数を超過した実績及びその可能性のあるものが59世帯であった。名古屋防衛施設支局においては9世帯であり、その内訳としては、建て替え前と後の戸数が同じものが3世帯、建て替え前の住宅の戸数を超過した実績が6世帯であった。

(ウ) 広島防衛施設局及び那覇防衛施設局においては、建替方針を作成していないが、所有者等の継続性が確認できなかった実績が広島防衛施設局においては4世帯であり、すべてが建て替え前の住宅の戸数を超過した実績であった。また、那覇防衛施設局においては55世帯であり、その内訳としては、建て替え前と後の戸数が同じものが10世帯、建て替え前の住宅の戸数を超過した実績が45世帯であった。

上記(ア)、(イ)、(ウ)の実績については、採択を判断する際に、所有者又は居住者の継続性の確認方法や建て替え前の戸数の範囲内で採択するとの考え方について、担当職員の解釈に一部齟齬が生じ、事務処理の過程において、個々に判断してしまったこと及び建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われたことに加え、組織としてのチェックも及ばなかったことなどによるものと考えられる。

(5) まとめ

上記(1)から(4)を総合すると、横浜防衛施設局においては、建替住宅の防音工事の採択要件について、担当職員の間で認識の統一が図られないまま、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性がない可能性のある住宅が採択されるといった運用が継続されていたものと考えられ、その他の防衛施設局においては、いずれも建て替え前後で所有者又は居住者の継続性を必要とする運用が行われていたものと考えられる。

平成13年度から平成18年度までの建替住宅の防音工事の採択実績について調査した結果、横浜防衛施設局を含む6防衛施設局において、代替性、継続性について、所有者等の継続性が確認できなかった実績が1,337世帯確認されている。

1,337世帯のうち、建て替え前と後の戸数は同じであるが、所有者等の継続

性が確認できなかった実績が、横浜防衛施設局を含む5防衛施設局において858世帯確認されており、また、建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性のあるものが、横浜防衛施設局を含む6防衛施設局において479世帯確認されている。

このうち、横浜防衛施設局においては、建て替え前と後の戸数は同じであるが、所有者等の継続性が確認できなかった実績が、813世帯確認されたものであるが、これらの実績が採択された理由は、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針が作成されたことや、平成元年度及び平成2年度の建替方針の作成等に当たり、本庁との間の調整が十分行われず、また、当該方針の具体的な運用方法を担当職員に周知徹底していなかったこと等により、建替住宅の防音工事について、担当職員の間で採択要件の認識や運用が不統一な状況となったことによるものと考えられる。加えて、平成14年度及び平成16年度には、本庁から建替方針を是正するよう指示されたが、諸事情から当該方針が見直されず、従前どおりの運用が継続されたこと等によるものと思料される。

また、同局においては、建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性のあるものが、363世帯確認されたものであるが、これら実績が採択された理由としては、建替住宅の採択に際し、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われ、事務処理の過程においても組織としての統一的なチェックがなされず、採択されたもの等と思料される。

その他の防衛施設局においては、建て替え前と後の戸数は同じであるが、所有者等の継続性が確認できなかった実績が、4防衛施設局において45世帯確認され、また、建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性のあるものが、5防衛施設局において116世帯確認された。

これらの実績が採択された理由としては、採択を判断する際に、所有者等の継続性の確認方法や建て替え前の戸数の範囲内で採択するとの考え方について、担当職員の解釈に一部齟齬が生じ、事務処理の過程において、個々に判断してしまったこと及び建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われたことに加え、組織としてのチェックも及ばなかったことなどによるものと思料される。

建替住宅に関し個別に本庁協議等した事例の有無等について確認を行ったところ、平成14年度及び平成16年度に、建替住宅の採択について横浜防衛施設局から本庁協議があり、その際、本庁から通達に沿ったかたちに建替方針を是正するよう指示等していたことが確認された。

本庁指示後の横浜防衛施設局の対応については、平成14年度においては、厚木

飛行場周辺の第一種区域等の見直しに併せて建替方針を見直すことを念頭に対応を検討していたが、直ちに区域の見直しを行える状況になかったこともあり、同局としての結論を得るに至らず、当該方針が見直されず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

また、平成16年度においては、建替方針の見直しの必要性については共通の認識を持った上で検討が行われていたが、建替方針見直しの具体的な時期については、直ちに直すべきとの意見や、これまで採択し続けてきた住宅を当該方針の見直しにより不採択とせざるを得なくなることよって、住民間に不公平感が生じることが憂慮されること等から、平成16年度については従来どおりの方針で実施し、厚木飛行場の第一種区域等の見直し時期に併せて当該方針の見直しを行うべきである等の意見があり、同局内で考え方の統一がなされず、当該方針の見直しに至らず、従来の建替方針に基づく運用が継続されたものと考えられる。

こうした検討状況については、横浜防衛施設局から本庁に報告等されておらず、他方、本庁としても、指示後の同局の状況等について十分な確認等を行っていなかったものと考えられる。

なお、横浜防衛施設局以外の防衛施設局からは、建替住宅に係る個別の事例について、本庁協議等がなされた事実は確認されていない。

第4 総括

1 旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の評価等

(1) 環境整備法における建替住宅の防音工事の位置づけ

環境整備法において防音工事の助成対象となる指定の際現に所在する住宅が建て替えられる又は建て替えられた場合においては、環境整備法の代替性、継続性（引き続き住宅の用途として建て替えられるもの。したがって建て替え前後で所有者又は居住者が継続していることは必要要件ではない。）を有する住宅については、指定の際現に所在する住宅と捉えられるものであり、環境整備法上助成の対象とし得るものである。

(2) 旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達等の評価

旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達においては、建替住宅の防音工事の助成対象範囲として、建替住宅に建て替える前の住宅と代替性、継続性があると認められるときは助成の対象とし得る旨が規定されている。

通達の「代替性、継続性」の具体的な定義について、当時の本庁担当者に聴き取りを行った結果、いずれも、建て替え前の住宅との間に所有者又は居住者の継続性が認められる建替住宅を助成対象とすることを趣旨として作成されたものと考えられるが、通達の文面上はこうした趣旨が明示されたものとはなっておらず、また、防衛施設局にその趣旨を周知徹底したとの事実も確認されなかった。

特に旧本庁施設部長通達は、新規施策を規定したものではないにせよ、建替住宅の防音工事について積極的に取り組むこととし、新たに通達したものであることから、防衛施設局間の施策の公平性を確保するためにも、助成対象範囲を明記すべきであり、また、十分に周知徹底すべきであったものと考えられる。

このように、通達に助成対象範囲が明示されていなかったこと、また、防衛施設局に対し、通達の趣旨の周知徹底が図られていなかったことが建替住宅の防音工事の採択要件についての解釈や運用にばらつきを生じさせる要因の一つとなったと考えられる。

2 防衛施設局の運用等に係る評価

(1) 防衛施設局の運用に係る評価

ア 防衛施設局間の運用が不統一となったことに係る評価

防衛施設局における建替住宅の防音工事に係る運用については、横浜防衛施設局においては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針が作成されたことや、当該方針の具体的な運用方法が周知徹底されなかったため担当職員の間で建替住宅の防音工事に係る採択要件の認識や運用の統一が図られなかったこと等により、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性を有しない建替住宅を助成対象とする運用がなされ、他方、同局以外の防衛施設局においては、建て替え前後で所有者等の継続性を必要とする運用がなされるといった防衛施設局間で不統一な状況が生じていたものと考えられる。

このような状況となった理由としては、旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達に「代替性、継続性」の具体的な定義が明記されておらず、また、防衛施設局に周知徹底されていなかったこと、及び横浜防衛施設局としても、建替方針の作成等に当たり本庁との間の調整が不十分であったことによるものと考えられ、防衛施設局の運用等を指導・監督する本庁として、防衛施設局の運用を統一的なものに導く配慮が必ずしも十分ではなかったものであり、また、同局としても、通達の「代替性、継続性」の具体的な定義を確認するといった基本的な注意が不足していたものと思料される。

また、平成14年度及び平成16年度において、横浜防衛施設局から個別の事例に関する本庁協議の際に、本庁としては、同局が旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針を作成等していることを知り、本庁施設部長通達の趣旨に沿ったかたちに当該方針を是正するよう指示したものであるが、同局は、諸事情はあったにせよ、同通達の趣旨に沿ったかたちに当該方針の見直しを行わず、本庁としても、指示後のフォローアップを必ずしも十分に行っていなかったことから、当該方針を是正する機会を逸したものと思料され、こうした同局の対応は本庁指示に反するものであり、また、本庁としても、防衛施設局の運用を統一的なものに導く配慮が必ずしも十分ではなかったものと考えられる。

イ 横浜防衛施設局の運用に係る評価

横浜防衛施設局においては、建替住宅の防音工事が制度化された平成元年度から、所有者等の継続性がない可能性のある住宅が採択されていたと考えられ、その理由としては、建替方針の具体的な運用方法が周知されていなかったこと等により、建替住宅の防音工事の採択要件について、担当職員の間で認識が不統一な状況になったものと考えられるが、担当職員間での認識が不統一とならないよう当該方針の具体的な運用方法を周知し、住宅防音業務の公平性・透明性を図るなどの業務管理が適切に行われていなかったものと思料される。

その後、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目として、建て

替えに要した期間が短期間であれば建替住宅の防音工事の助成対象とする旨を追記するなどした建替方針に基づく処理等による運用がなされたものと思料される。

さらに、平成14年度及び平成16年度に個別の事例で本庁協議を行った際、本庁から建替方針を是正するよう指示され、当該方針を厚木飛行場の区域見直しにあわせて見直すことを検討していたものの、種々の事情により、見直されず、当該方針に基づく運用が継続され、当該方針を是正する機会を逸したものと考えられる。

種々の事情があったにせよ、本庁施設部長通達の趣旨に沿ったかたちに建替方針が見直されず、従前どおりの運用が行われていたことについては、本庁指示に反するものであり、組織としての判断に適切さを欠くものであったと思料される。

また、建て替え前の住宅の戸数を超過して採択された実績及びその可能性のあるものについては、建替住宅の採択に際し、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われ、事務処理の過程においても組織としての統一的なチェックがなされず、採択されたもの等と考えられることから、事務処理にも適切さを欠く部分があったものと思料される。

ウ 横浜防衛施設局以外の防衛施設局の運用に係る評価

横浜防衛施設局以外の防衛施設局においては、基本的には、建て替え前後で所有者又は居住者の継続性を必要とする運用を行っていたと考えられるが、5防衛施設局において、所有者等の継続性が確認できなかった実績が確認されており、採択を判断する際に、所有者等の継続性の確認方法や建て替え前の戸数の範囲内で採択するとの考え方について、担当職員の解釈に一部齟齬が生じ、事務処理の過程において、個々に判断してしまったこと及び建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われたことに加え、組織としてのチェックも及ばなかったことなどによるものと考えられ、この点については、事務処理に適切さを欠く部分があったものと思料される。

(2) 採択実績に係る評価（平成13年度から平成18年度）

今回の調査の結果、横浜防衛施設局を含む6防衛施設局において、代替性、継続性について、所有者等の継続性が確認できなかった実績が1, 337世帯確認されている。

ア 建て替え前と後の戸数は同じであるが、所有者等の継続性が確認できなかった実績

1, 337世帯のうち、建て替え前と後の戸数は同じであるが、所有者等の継

続性が確認できなかった実績が、横浜防衛施設局を含む5防衛施設局において858世帯確認されている。

これら実績が採択された理由としては、横浜防衛施設局においては、旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針が作成されたこと等により、建て替え前後で所有者及び居住者の継続性を確認せずに採択がなされるといった事務処理によるものと考えられ、また、横浜防衛施設局以外の防衛施設局においては、所有者又は居住者の継続性の確認方法について担当職員の認識に齟齬があり、また、組織としてのチェックも及ばなかったものと考えられる。

これらの実績については、旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達に、建替住宅の防音工事の採択要件として所有者又は居住者の継続性が必要であることが明記されておらず、また、本庁からの周知徹底が図られていないと考えられることから、直ちにこれら通達を拡大したとまでは言えないものと思料されるが、施策の公平性の点から見れば問題があると言わざるを得ない。

しかしながら、いずれにしても、環境整備法上、助成対象とし得る建替住宅に該当するものであることから、同法に反するとまでは言えないものと思料される。

イ 建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性があるもの

1, 337世帯のうち、建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性のあるものが、横浜防衛施設局を含む6防衛施設局において479世帯確認されている。

これら実績が採択された理由としては、建て替え前の戸数の範囲内で採択するとの考え方について、担当職員の認識に齟齬があったこと、及び建て替え前の戸数の確認が不十分な処理が行われたものと考えられ、さらに組織としてチェックが行き届かなかったものと思料される。

この479世帯は、建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性のあるものであり、言うなれば区域指定後に新たに建設された住宅（いわゆる告示後住宅）若しくはその可能性のある住宅に対する助成であることから、環境整備法の建替住宅の概念を超えた若しくはその可能性がある運用と思料される。

しかしながら、当省においては、環境整備法に基づく指定の際現に所在する住宅の防音工事の助成のほかに、指定告示後に新たに建設された住宅についても助成対象とするようにとの関係地方公共団体等からの強い要望を踏まえ、環境基本法の規定に基づく航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）を達成するとの趣旨に照らし、現に航空機騒音の下に置かれている住民を救済するとの観点に立ち、予算措置による騒音防止対策を拡充してきている。

具体的には、嘉手納飛行場周辺については、行政区域の相当部分を米軍基地が占め、騒音の影響を受けずに居住できる地域が極めて限定されているところ、沖縄県においては地縁、血縁関係の結びつきが強いこと等の理由から、第一種区域等の中に住宅を建設せざるを得ないといった地域特性等を踏まえ、当該地域に引き続き居住する住民の静穏を図る必要があるとの観点から、また、第一種区域等の見直しを行う飛行場周辺については、平成14年7月に、防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」においてなされた、周辺住民等の多様な要望に応えるため、施策メニューの多様化を図るとともに、厳しい国の予算状況を踏まえ、深刻な騒音等の影響を被っている周辺住民等に焦点を当てたメリハリのある施策の展開が求められる旨の提言を踏まえ、真に騒音の著しい区域に有効な施策を講じるとの観点から、それぞれ指定告示後新たに建設された住宅も助成対象※としており、このうち、騒音の程度や建設年度により当面優先的に実施する範囲を定めているところである。

※ 予算措置による告示後住宅の助成

- ・ 嘉手納飛行場については、同飛行場周辺の地域特性等を踏まえ、特に騒音の著しい区域（85W以上区域）に所在する告示後住宅に対する防音工事で、平成13年度から実施
- ・ 第一種区域等の見直しを行った施設については、当該見直しに併せ、真に騒音の著しい区域に有効な施策を講じるとの観点から、見直し後の85W以上の区域において見直し前の最終告示日から5年以内に建設された住宅に対し防音工事を実施（横田飛行場（17年度以降）、厚木飛行場（17年度以降）、松島飛行場（18年度以降））

479世帯に係る住宅についてみると、建て替えにより増えた住宅は、上記の予算措置による騒音防止対策の制度上、将来的なものも含め助成の対象となり得る住宅であったが、採択時点においては、当面優先的に実施する範囲には含まれていなかったものである。

したがって、当該住宅は、現に航空機騒音の下に置かれている住民を救済する必要性に立脚したこれら予算措置による施策の方向性を踏まえれば、将来的には助成の対象となり得るものであることから、これら住宅を採択したことについては、施策の公平性及び事務の適正性等には問題が残るものの、自衛隊等の航空機騒音を防止又は軽減し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するという環境整備法の趣旨、目的を逸脱するものではないと考える。

3 まとめ

旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達に「代替性、継続性」の具体的な定義が明示されておらず、また、防衛施設局に周知徹底がなされていなかったこと、及

び横浜防衛施設局が建替方針を作成等するに当たり本庁との調整が不十分であったことから、防衛施設局間で建替住宅の防音工事に係る運用が不統一な状況となったものと考えられる。

横浜防衛施設局においては、平成2年度には旧本庁施設部長通達により示された4例に加え、5例目を追記するなどした建替方針が作成されているが、実際の運用に当たっては、担当職員間で建替住宅の防音工事の採択要件に係る認識が統一されていなかったものと考えられる。

また、平成14年度及び平成16年度に個別の事例についての本庁協議の際、本庁から本庁施設部長通達の趣旨に沿ったかたちに建替方針を是正するよう指示されたにもかかわらず、建替方針が見直されず、当該方針に基づく運用が継続されていた。

横浜防衛施設局以外の防衛施設局においては、基本的には旧本庁施設部長通達及び本庁施設部長通達の趣旨に沿った運用がなされていたと考えられるが、所有者又は居住者の継続性の確認方法について担当職員の認識に齟齬があったこと等により、所有者等の継続性が確認できなかった実績が確認されている。

このほか、横浜防衛施設局を含め6防衛施設局において、建て替え前の戸数を超過して採択された実績及びその可能性があるものが確認されているが、これらは、建て替え前の戸数の確認が不十分な処理等により採択されたものと思料される。

いずれにしても、建替住宅の防音工事に關し、このような状況が確認されたことについては、施策の公平性及び事務の適正性等に問題があることから、事実関係に照らし、再びこのようなケースが生じないよう早急に対応策を講じるなど適切に対処する必要がある。

4 今後の対応

(1) 補助事業者との関係

補助事業においては、その実施に要する費用（補助金）が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることにかんがみれば、所有者等の継続性が確認できなかった実績が確認されたことは、適切さを欠くものであった。

しかし、行政行為により与えられた利益や地位は、その者が不正な手段を講じて取得するなど、その者の責に帰すべき事情がない限り尊重されなければならない、よほどの公益上の理由が認められなければ、行政行為の取り消しを行うべきではないものとされている。

今般の調査により、横浜防衛施設局を含め6防衛施設局において、所有者等の継続性が確認できなかった実績が確認されたが、これらについては、事業の実施に際し、補助事業者が助成を受けるために行った手続き等に瑕疵は確認されなかったものである。また、現に航空機騒音の下に置かれる住民に対する騒音の障害を防止又は軽減するため、住宅防音工事の助成を行ったものであり、環境整備法の趣旨、目的に照らして不適切とは言えないことから国に損害を与えたものではないと考えられる。

このため、補助事業者の責に帰すべき事情や交付決定を取り消す公益上の理由も認められず、国側の瑕疵等を理由に一方向的に交付決定を取り消すことは適切ではないことから、補助事業者が不当に補助金等を利得したこととはならないものと考えられる。

以上のことから、補助金の返還を求めると行った措置を講じることは適切ではないと考える。

(2) 改善のための措置

今般の調査により、建替住宅の防音工事について、施策の公平性の点や事務の適正性において問題がある処理がなされていたと考えられ、当省としては、こうした状況の再発を防止するため、調査・検討委員会（本省も参画）における検討状況なども踏まえ、以下の改善措置を執ることとした。

- ・ 建替住宅の防音工事の環境整備法上の位置づけや、優先的に助成の対象とする建替住宅の条件を明記した通達を新たに発出し、同通達について周知徹底を図る。
- ・ 本省が地方防衛局（東海防衛支局を含む。以下同じ。）の運用状況等の確認を定期的に行うなどし、住宅防音事業の適正な実施を確保する。
- ・ 事案採択に係る審査体制について、より統一かつ厳正に審査を行うため、所要の見直しを行う。
- ・ 事案採択に係る審査業務について、当該業務をより確実かつ効率的に行うため、効率化を含め所要の方策を導入する。
- ・ 本省及び地方防衛局において、建替住宅の防音工事も含め住宅防音事業全般に係る業務研修を定期的に実施することを制度化し、同事業を実施する上で必要な知識・技能を習得させる。

ア すでに講じた措置

これらの改善措置については、いずれも早急に実施する必要があるが、このうち特に緊急な措置が必要なものについては、すでに、以下のとおり改善を図った。

(ア) 通達の制定と助成対象範囲の周知徹底

横浜防衛施設局における建替住宅の採択に関する新聞報道等があり、本庁施設部長通達の助成対象範囲が防衛施設局に周知徹底されていないことが懸念されたことから、防衛施設局に対し、同通達の助成対象範囲等を周知徹底するとともに、採択に疑義がある事案については本庁協議を行うよう指示し、所有者等の継続性が認められない建替住宅が採択されないよう措置した。

また、建替住宅の防音工事の採択について、防衛施設局において採択基準や事務処理の方法にばらつきがあったことを踏まえ、今後の建替住宅の防音工事をより適切に実施するため、平成20年4月9日付けで、以下の内容を規定した事務次官通達を新たに発出した。

- ・ 建替住宅の防音工事の助成については、従前の住宅の戸数の範囲内で行うものとする。
- ・ 建替住宅の防音工事の助成については、老朽化等に伴う建替住宅であって、建て替え前の住宅の滅失時と防音工事の実施時における所有者又は居住者がそれぞれ同じものを優先的に助成するものとする。
- ・ 建替住宅の防音工事の助成に当たっては、補助金の交付申込書等の記載内容と添付書類との照合を行い、更なる厳正な審査に努める。
- ・ 建替住宅の防音工事の助成に当たり疑義が生じた場合には、その都度、地方協力局長と協議する。

さらに、同通達において優先する建替住宅の助成対象範囲及び細部の事務処理等について、同月15日に地方防衛局の担当課長等を対象とした会議を開催し、また、同月24日及び25日に全国防音担当者会議を開催するなどし、周知徹底を図った。

(イ) 地方防衛局の運用状況の監察・指導等

平成19年度は、本庁（平成19年9月1日以降は本省）において、本庁（平成19年9月1日以降は本省）担当者及び防衛施設局（平成19年9月1日以降は地方防衛局）の主要担当職員による担当者会議を開催し、また、平成19年11月から同年12月にかけて、本省担当者がすべての地方防衛局に出向き、意見交換も含め、地方防衛局の運用状況等を確認の上、必要に応じて改善等を指導するなど、住宅防音事業の統一的な運用の確保を図った。

(ウ) 審査体制の見直し

住宅防音工事の事案採択に係る審査については、統一的な判断基準の下、公平性が確保された処理がなされることが肝要である。

これまでの審査体制についてみると、個々の事案について、それぞれの担当

が、防音工事希望者から提出される補助金等交付申込書の記載内容等が、採択要件に合致しているか否かについて判断するための審査から、防音工事内容等が当省の定める仕様に合致しているか否か、また、補助金の交付申請額が適正か否か等について確認するための審査、さらに、補助金等の交付の決定を行うまでの事務手続の審査を一括して行っていた。

今般の調査により、採択要件に合致しているか否かの判断を行う過程において、担当職員間に認識の差が生じていたと考えられることを踏まえ、特に係の数の多い地方防衛局においては、採択要件の審査を統一的な判断基準の下で厳正に処理するため、当該審査業務を専属的に行うセクションの設置が必要との観点から、平成19年度は、地方防衛局の中で最も処理件数及び係の数の多い南関東防衛局において、平成19年11月から新たな審査体制を試行的に採用した。

具体的には、同局担当課内において、採択要件に合致しているか否かの審査を専属的に行う企画班と、その他の審査等の業務を行う予算執行班とに区分する体制とし、さらに、企画班内で採択に関する審査を複数回チェックすることにより、採択の判断が統一的な基準により確実に行われるよう措置する体制とした。

また、同局においては、同月、補助金事務の適正性を確保するため、同局次長を長とする「南関東防衛局住宅防音事業審査会」を局内に設置し、定期的に住宅防音事業の執行に係る個別の事務処理における適正な執行を審査し、改善措置の有無及び効率性の追求等を行うため、四半期ごとに開催するとともに、緊急を要する懸案事項等が発生した場合には臨時に開催し、当該事案の対応方針等について検討することとした。

(エ) 審査業務の確実性、効率性の確保

個々の事案採択の審査に当たっては、新たに発出した通達にも規定したとおり、補助金の交付申込書等の記載内容を逐一確認し、添付書類との照合を行うなど、厳正な審査が必要である。

住宅防音事業の処理件数の多さを考慮すれば、こうした確認作業をより正確かつ効率的に行うことが肝要であるとの観点から、平成19年度中にすべての地方防衛局において、住宅の建設日等の確認事項が採択要件に適合するか否かを判定するためのチェックシートを導入し、さらに、複数の者がチェックを行うことにより、確認作業のより一層の確実性、効率性の確保を図った。

また、事務処理の合理化・効率化を図るため、従来は住宅地図等により建て替え前の住宅の存在等を確認していたものを、電子地図を利用して検索、確認するシステムを整備することとし、当該システムは建替住宅の件数が多い都市

部の状況の確認により効果的であることから、平成19年度末から南関東防衛局において先行して運用を開始した。

(オ) 業務研修の実施

平成19年度は、防衛施設局（平成19年9月1日以降は地方防衛局）において、新規採用も含め人事異動により初めて住宅防音事業に携わる職員や業務経験の浅い職員を対象として、住宅防音事業の制度等に係る業務研修等を実施した。

また、平成20年度においても、対象者のいない地方防衛局を除き、すでに同様の研修を実施した。

イ 今後講じる措置

現在までに執った緊急措置等を分析・評価の上、今後、各地方防衛局等において以下のとおり、措置を講じることとする。

上記(イ)の地方防衛局の運用状況の監察・指導等については、今後とも、本省において定期的に担当者会議を開催するとともに、本省及び地方防衛局が一体となってフォローアップを行うことにより、住宅防音事業の適切かつ円滑な実施の確保に努める。

上記(ウ)の審査体制の見直しについては、今後、南関東防衛局における試行結果を分析・評価の上、他の地方防衛局においても反映するよう適切に措置する。

上記(エ)の審査業務の確実性、効率性の確保については、電子地図を利用したシステムを、その他の地方防衛局においても、平成20年度以降、順次整備する。

上記(オ)の業務研修の実施については、地方防衛局において、今後も引き続き実施することとし、また、本省においては地方防衛局の主要担当職員を対象とした業務研修を定期的実施することについて制度化し、担当職員の経験・職務に応じ、住宅防音事業を実施する上で必要な知識・技能を習得させる。

住宅防音事業の適正な執行を確保するため、以上のような改善措置を着実かつ速やかに実施することとし、また、絶えずこれら措置のフォローアップを行うことにより、より一層の適正化を図ることとする。

第5 おわりに

おわりに、当省としては、今回の調査により確認された状況を踏まえれば、社会的公平性の観点や防衛施設行政への信頼回復という観点からも、今後、遵法精神の重要性を再認識し、根拠法規に則り、公平性・透明性を確保するとともに、二度とこのような事態が生じないように、前述した措置を確実に実施し、必要に応じ更なる調査を行い所要の措置を講じるなど、住宅防音事業の業務の適正化に向け、真摯に取り組んでいくこととしたい。

一方、厚木飛行場を始めとする全国の各飛行場等周辺の住民等が被っている航空機騒音被害にかんがみれば、住宅防音工事の騒音対策には、積極的に取り組む必要があることから、今後とも、地方防衛局と一体となって、周辺住民、関係地方公共団体等の理解の下、住宅防音工事等の騒音対策のより一層の推進を図るなど、各飛行場等周辺の住民等が被っている航空機騒音被害の障害の軽減・緩和に努めてまいりたい。

以 上